

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

組織人員の状況(人)

2年 期首	9月末	10月 加入	10月脱退 (内死亡)	10月末	前月 対比
1,660	1,611	4	6(3)	1,609	-2

組織人員の減少は、組合のメリット低減に
直結する大きな問題です。

～全支部・分会で純増拡大を達成しよう～

★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★★

＜＜組合主催定期健康診断実施 のお知らせ＞＞

毎年恒例の令和2年度組合主催定期健康
診断を下記の日程において実施いたします。
健診をご希望される方は、今月の配布物と同
時配布の、『申込書』に記入し田川建労へご
提出下さい。なお、健診機関で感染症対策を
行っており、例年と違う対応となる可能性が
あります。ご承知おき下さい。

※荘内地区健康管理センター会場の申込
書になりますので、必ず希望日の指定を
お願いします。

※申込み締め切りは、12月10日(木)
となっております。

* 健診日程 * (令和3年)

実 施 日	実 施 場 所
1月21日(木)	荘内地区 健康管理 センター 子宮がん検診実施日は 1/22・2/26です
1月22日(金)	
2月25日(木)	
2月26日(金)	

健診内容等、詳しくは別紙の『組合主催
定期健康診断実施のお知らせ』をご覧ください。

令和2年度最後の集団健診です。今年度
まだ健康診断を受診されていない方は、こ
の機会にぜひ受診して下さい。年に一度の
健康診断をお勧め致します。

◆◆◆持続化給付金◆◆◆

◆給付対象(原則確定申告をしている方)

・法人、個人事業主

・一人親方

・請負・手間請で働く職人一人親方労災に加
入している方は、
対象者の可能性が上

で、昨年同月より売上が50%以上減少した
月がある。または、昨年の平均給与等より
50%以上減少した月がある方。

【詳しい要件はお問い合わせください】

◆給付額

個人:上限 100 万円/法人:上限 200 万円

◆申請方法

オンライン申請を基本としていますが、
困難な方のために「申請サポート会場」が
あります。

▶キャラバン会場(期間限定会場)

日時:11月10日～25日 10時～18時

(最終日25日は15時まで)

休館日 14、15、16、21日

会場:マリカ西館 3F(鶴岡市末広町 5-22)

予約:0120-279-292 又は 03-6832-6631

(8:30～19:00/日曜～金曜[土曜・祝日除く])

▶常設会場(予告なく終了することがあります)

日時:土曜・祝日以外の9時～17時

会場:山形市本町 2-4-15 archs senzoku-ya2F

予約: 同上

<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

◆◆◆詳しくはお問合せ下さい◆◆◆

職業訓練指導員免許

資格取得講習

(48時間講習)

職業訓練指導員に必要な指導方法に関する能
力を付与する為の講習会が実施されます。

受講ご希望の方は組合までご連絡ください。

ご一報いただければ、受講申込書等送付します。

×切 12月11日(金) *必着

今年度は、庄内会場でも
開催されます。

建築物・工作物・船舶の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する

石綿対策の規制が強化

されます

石綿は平成 18 年(2006 年)9 月から輸入、製造、使用などが禁止(罰則あり)されていますが、それより以前に着工した建築物・工作物・船舶は石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。適切な対策の実施が必要です。

解体改修工事の受注者(解体改修工事実施者)の皆さまへ

◆工事開始前の石綿の有無の調査

- ❖ 工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書などの文書と目視で調査し(事前調査)、**調査結果の記録を3年間保存することが義務**になります(令和3年4月～)

- ❖ 建築物の事前調査は、厚生労働大臣が定める講習を修了した者等に行わせることが義務になります(令和5年10月～)

◆工事開始前の労働基準監督署への届出

- ❖ 石綿が含まれている保温材等の除去等工事の計画は14日前までに労働基準監督署に届け出ることが義務になります(令和3年4月～)
- ❖ 一定規模以上の建築物や特定の工作物の解体・改修工事は、事前調査の結果等を電子システム(スマホも可)で届け出ることが義務になります(令和4年4月～)

◆吹付石綿・石綿含有保温材等の除去工事に対する規制

- ❖ 除去工事が終わって作業場の隔離を解く前に、資格者による石綿等の取り残しがないことの確認が義務になります(令和3年4月～)

◆石綿含有仕上塗材・成形板等の除去工事に対する規制

- ❖ 石綿が含まれている仕上塗材をディスクグラインダー等を用いて除去する工事は、作業場の隔離が義務になります(令和3年4月～)

- ❖ 石綿が含まれているけい酸カルシウム板第1種を切断、破砕等する工事は、**作業場の隔離が義務**になります(令和2年10月～)

- ❖ 石綿が含まれている成形板等の除去工事は、切断、破砕等によらない方法で行うことが原則義務になります(令和2年10月～)

◆写真等による作業の実施状況の記録

- ❖ 石綿が含まれている建築物、工作物又は船舶の解体・改修工事は、**作業の実施状況を写真等で記録し、3年間保存することが義務**になります(令和3年4月～)

解体・改修工事を発注する皆さまへ

◆解体・改修工事を発注する場合、発注者として、施工業者に対し、以下の配慮を行うことが義務となります

- ❖ 建築物・工作物・船舶の解体・改修工事の前に施工業者に実施が義務づけられている石綿の有無の調査(事前調査)の結果、石綿が使用されていることが明らかになった場合は、石綿除去等の工事に必要な費用等を含めた以下の発注条件について、施工業者が法令を遵守して工事ができるよう配慮すること
・工事の費用(契約金額)/・工期/・作業の方法
【注】石綿除去工事を行う場合は、通常より費用、工期がかかります
- ❖ 工事を発注する建築物等の事前調査が適切に行われるよう、石綿の有無についての情報がある場合は、その情報を施工業者に提供するなどの配慮をすること
- ❖ 石綿除去等の工事を行う場合に、施工業者に義務づけられる作業の実施状況についての写真等による記録が適切に行われるよう、写真の撮影を許可する等の配慮をすること

※詳しくは、厚生労働省作成のパンフレットをご覧ください

○『石綿対策の規制が強化』で検索

○現物は監督署、田川建労へ

※石綿作業を行うには、「石綿作業主任者講習」又は「石綿特別講習」の受講が必要です！今年度の講習会は全て終了しましたが、例年、春と秋の2回ずつ行われていますので忘れずに受講ください。

講習会のお知らせ

★全建総連ほか実施団体

山形県連 023-666-7702 田川建労 0235-22-2832

●登録建築大工基幹技能者講習

- 12月10～11日 仙台・埼玉・北海道 ほか
○翌1月24～25日 横浜・新潟・北海道 ほか
○翌2月12～13日 東京・北海道 ほか

★労働基準協会連合会

023-674-0204

●酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者講習

- 12月16日～18日 山形会場

●有機溶剤作業主任者講習

- 12月10日～11日 山形会場

★建設業労働災害防止協会 鶴岡 0235-22-2364

酒田 0234-33-0702 寒河江 0237-83-2211

●フルハーネス型安全帯使用作業特別教育

- 12月22日(追加受付)/○翌1月6日(締切間近)
○翌3月16日(締切間近) いずれも 寒河江会場

●車両系建設機械(整地・運搬・積込・掘削用)運転技能講習

- 12月 3日～ 4日 寒河江会場
○12月14日～15日 寒河江会場

●高所作業車運転技能講習

- 11月26日～27日 寒河江会場
○12月10日～11日 寒河江会場

●不整地運搬車運転技能講習

- 12月 7日～ 8日 寒河江会場

●小型車両系建設機械運転(整地・運搬等)特別教育

- 12月 1日～ 2日 寒河江会場

●足場の組立等特別教育

- 12月 8日 寒河江会場

★陸上貨物運送事業労働災害防止協会

023-676-5560 庄内分会 0234-33-1770

●フォークリフト運転技能講習

- 翌1月12日・14日～16日 天童・寒河江会場
○翌1月12日・18日～20日 天童・寒河江会場

★ボイラ・クレーン安全協会 023-664-0085

酒田分室 0234-24-8737

●玉掛け技能講習 (内3日間)

- 11月24日～28日 山形会場
○12月14日～18日 山形会場

●小型移動式クレーン運転技能講習 (内3日間)

- 11月26～27日・30～1日 遊佐会場

●床上操作式クレーン運転技能講習 (内3日間)

- 12月10～11日・14～18日 山形会場

●クレーン運転業務特別教育

- 12月 1～ 2日 山形会場

※いずれも予定です。お問合せ・申込みはお早目に。

領収証又は資格証持参で組合補助金が適用。「建災防」主催講習は、申込書に組合印押印で会員価格になります。申込の前に組合事務局にお立ち寄り下さい。

組合員の明暗

(敬称略)

◆お悔やみ申し上げます

太田悌治(余目/大工)10月9日死去91歳
小田武義(鶴岡/大工)10月21日死去68歳
高橋 稔(温海/大工)10月29日死去78歳

※組合共済申請を基に掲載しています。

10月加入者・促進者

(敬称略)

○新しい仲間

【促進者】

大久保 秀雄(鶴岡/電工)【一】
渡部 正春(鶴岡/石工)【鶴岡一利部秀義】
遊谷 まさる(立川/鳶工)【立川一加藤 皇】
金丸 陽一(余目/板金工)【余目一上林善則】

【加入4名、脱退6名(死去者3名)】

組合員総数 1,609 名

11月・12月の行事

11/11	四役会議・運営会議	(組合)
12	賃金PR行動【午前】	(田川)
13	木建安全パトロール	(田川)
14	賃金PR行動【午前】	(田川)
	青年部研修会	(田川)
15	主婦の会研修会	(組合)
	大工塾(初級・中上級)	(組合・余目)
17	建退共制度説明会	(余目)
24	中央執行委員会【ウェブ開催】	(山形)
26	執行委員会	(組合)
30	集団健診【鼠ヶ関】	(鼠ヶ関)
12/4	県連三役打合せ会	(山形)
6	大工塾(初級・中上級)	(組合・余目)
9	集団健診【三川】	(三川)
11	県連執行委員会	(山形)
	木建安全パトロール	(田川)
13	鶴岡地区協議会	(田川)
15	四役会・市長申入れ行動	(田川)
20	大工塾(初級・中上級)	(組合・余目)
25	執行委員会	(組合)
29	事務局仕事納め	(組合)
1/5	事務局仕事始め	(組合)



外注足場でも 始業点検を入念に！ 自然災害対応指示も必要

事業主には、外注して請け負わせた足場などの工事についても、安全確保上 不備や問題点が無いか充分点検の上、改善を指示すべき責務があります。

(統括安全衛生管理の義務)

外注して請け負わせたからと言って、安全上の責任まで足場業者等の下請業者に全て負わせることはできません。自然災害などで被害が予想される場合も同様で、台風や強風などが予想される時は、ネット回収や飛散防止処置などの指示点検も必要になります。

「賃金アップ運動」 で賃上げを実現しよう!!

組合員全員で「賃金アップ運動」を行ない、みんなで賃金アップを実現しましょう。

賃金アップした金額で見積書を作成、お客様に理解を得られるよう説明しましょう！

法定福利費を見積書に 記載しましょう。

簡易的な方法として、賃金の 13~16%を(一人親方でも)事業主負担分の法定福利費として賃金と別枠で見積書に記載する方法があります。

まずは、見積書に「法定福利費」の項目を設けてみましょう！ それも…と言う場合は、諸経費など既存の項目に記載するなど工夫しましょう！

労災給付日額を上げよう運動

一人親方(請負等)で働いている方、事業主の方は、労災特別加入に加入しましょう！給付基礎日額 5,000 円に加入して労災事故で 30 日休業すると

$5,000 \text{ 円} \times 8 \text{ 割} \times (30-3) \text{ 日} = 108,000 \text{ 円}$

の休業補償が受けられます。

しかし、1 か月 10 万円で十分な補償と言えるでしょうか。低いと感じた方は、まず 1 段階上げてみてはいかがでしょうか。

〇〇 日頃から 税金対策(記帳) を!! 〇〇

国税通則法の「改正」により、税務調査の前に納税者に対して事前通知することが 2013 年より原則義務化されました。その事務運営指針では「調査開始日前までに相当の時間的余裕をおいて、電話等により事前通知する」となっています。これにより、調査前日の通知などは断わることができるものと考えられます。

またその際、事前に通知すべき 10 項目も示されましたので、税務署員から事前通知(連絡)があった時は、慌てずにメモを取りチェックしましょう。一つでも欠けている場合は違法な調査となります。

【事前に通知すべき 10 項目】

- ① 調査の日時
- ② 調査を行なう場所
- ③ 調査の目的
- ④ 調査の対象税目
- ⑤ 調査の対象期間
- ⑥ 調査の対象となる帳簿書類・物件
- ⑦ 調査対象となる納税者の氏名・住所
- ⑧ 調査担当職員の氏名・所属
- ⑨ 調査の日時と場所は変更可能であること
- ⑩ ③~⑥で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合は質問検査できること

これらより、突然訪問して調査を行なうことは原則できなくなります。一方では、電話による事前通知が可能であることは、本当に税務署員かどうかの確認ができ難いことでもありますので注意が必要です。

